

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	ふれあいセンター使用許可	
処 分 の 概 要	ふれあいセンターの使用について許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市人権啓発施策推進条例(平成15年条例第4号)	
条 項	12条	
所 管 課	人権・共生社会推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
判断基準	松山市人権啓発施策推進条例 第14条に該当しないこと。	
【根拠法令等】	<p>松山市人権啓発施策推進条例</p> <p>第12条第1項 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第12条第2項 市長は、前項の許可をするときは、隣保館の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 隣保館(附属設備, 備品等を含む。第22条において同じ。)を毀き損し, 又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか, 市長が隣保館の管理上支障があると認めたとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請受付



申請者に決定書を交付